社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、本会の求めに応じて、評議員会ならびに職務を行うために 会議等に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

- 第3条 評議員が、本会の求めに応じて、評議員会ならびに職務を行うために 会議等に出席したときは、交通費にかかる実費分を支給する。
- 2 その場合の費用弁償額は、あらかじめ申告した方法による交通費の実費分とし、公共の交通機関を利用する場合は実費額、自家用車を利用する場合は 往復の距離に対して1キロメートルにつき 15 円を乗じて計算した額を支給 する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人 名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、本会評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程は、廃止する。